

第 1 3 2 号議案

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関
する基準を定める条例（平成 2 5 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条中「第 7 8 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号」の次に「、第 7 8
条の 2 の 2 第 1 項各号」を、「第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号」の次に「、
第 1 1 5 条の 1 2 の 2 第 1 項各号」を加える。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準）

第 3 条の 2 法第 7 8 条の 2 の 2 第 1 項各号に規定する条例で定める基
準は、この条例に定めるもののほか、省令の規定の例による。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（共生型地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準）

第 4 条の 2 法第 1 1 5 条の 1 2 の 2 第 1 項各号に規定する条例で定め
る基準は、この条例に定めるもののほか、予防サービス省令の規定の
例による。

付 則

この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の改正に伴い、共生型地域密着型サービス事業者及び共生型地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る特例を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。